



中小企業庁の担当者（右）に要請書を渡す1県連4組合の代表者。左から2人目が中村東京土建委員長

建設アクションの取組み

終息見えないコロナから仕事くらしを守る

東京土建は、新型コロナウイルスへの対策に建設アクションとして取り組み、コロナ給付金などの相談を中心にして、その数は昨年4月からの累計で1万2177件ののぼります。

「一時支援金」は緊急事態宣言の再発令の影響で売上が50%以上減少していれば建設業でも申請が可能です。申請期限が5月31日までなので、急ぎ相談対応を進めています。

また、6月からの月次支援金の支給対象・手続きの柔軟な運用なども中小企業庁へ要請しました。

引き続き新型コロナウイルスの終息が見えないなか、各種相談に対応をしながら、仲間の現状を集約し、建設産業活性化のための行動を進めていきます。

首都圏組合で中企庁へ要請

「手続き簡素化図る」

5月11日、コロナ禍のもとで中小零細建設事業者の経営が圧迫されている状況を打開

しようと、東京土建も参加している2020建設アクション実行委員会が中小企業庁要請を行ないました。会場の衆議院第1議員会館に1県連4

組合から31人が集まり、中小企業庁からは総務課の担当者が1人出席しました。また国会議員は日本共産党から宮本徹（衆）、笠井亮（衆）の2人が参加しました。

持続化給付金ならびに家賃支援金の再給付と一時支援金及び月次支援金の支給対象・手続きの柔軟な運用などに

一週間かからず給付あった



鎌田さん

【江戸川・鎌田さん談】普段は屋根の修理工事をやっていますが、今年に入ってから仕事がなくて困ってしま

した。そんな時、組合に相談して一時支援金の申請をしたら、一週間もたたないうちに30万円が給付されました。すごく早くて驚きました。

パソコンが苦手なものですから、組合に入力の支援をしてもらいながらじゃないとちょっと申請は難しかったと思います。登録確認機関の確認も支部の顧問税理士がその担当ということもあり10分ほど

一時支援金を組合の援助で



西村さん

解休業で申請不安だった

【文京・西村さん談】昨年6月から雇用調整助成金や緊

で簡単に終わりました。本当に、組合様様です。

一時支援金は支給要件が2つあり、一つは緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること、そしてもうひとつは2

江戸川 一時支援金を申請 建設の事例積上げる

江戸川支部では「一時支援金」の相談を受ける中で、建設業での給付事例を積み上げています。現在100件を越えている。現在100件を越えている相談を受け付けて申請をサポートする中で、コロナ禍で苦しむ組合員の切実な要求に答えています。

019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していることです。当初は飲食産業関連業種の支援金と混同されていたが、経済産業省が記す要綱には特に業種の指定はなく、2つの要件にあてはまれば申請できるとあります。

江戸川支部では事務局へ問い合わせながら、施工主が外出自粛の中で工事に必要な打ち急雇用安定助成金、東京都や文京区の助成金などを組合の助言を受けながら申請しています。不安なところを相談できるのが、安心して提出することができています。

一時支援金は解休業でも申請できるのか不安だったので、話を聞いてもらうなかで組合に背中を押してもらい、仮登録（申請ID発番）まで済ませることができました。登録確認機関として文京民商も紹介いただきました。いつも一生懸命やってくれて本当に感謝しています。

大田区の住宅リフォーム助成事業の対象に、この4月より、「コロナ禍における新しい生活様式に対応するための工事」が追加されました。これは東京土建大田支部が区内業者の要望として議会、行政に働きかけ、実現したものです。

その詳細を担当局より直接確認することができました。この制度変更により、2021年4月15日以降に大田区で区内業者により施工される5万円以上の「新しい生活様式への対応工事」に、費用の20%（上限10万円）が助成されることとなりました（その他諸条件あり）。コロナ禍で落ち込みがちな組合員の仕事確保を底上げする素晴らしい成果となりました。

コロナ工事に補助 4月から費用の20%を

大田

在検討している」との趣旨の返答を引き出し、3月議会での条例成立をうけた同日には区は建築調整課住宅担当課長が協議会の定例会の場に制度説明に訪れ、

確認を受ける必要があります。これが一つの申請ハードルになっていましたが、江戸川支部では登録確認の資格を持つ顧問税理士と連携、ワンストップで相談に応じられる体制が作られています。

組合員の想いに寄り添うなかで新たな道を切り開く、先進的な取組みとなりました。

一時支援金は5月まで

6月から月次支援金

5月末で申請受け付けが終了となる一時支援金にかわって、6月からは中小企業庁による「月次支援金」の申請受付が開始されます。4月以降に実施される緊急事態措置の影響を受けて売上が50%以上減少した事業者が対象となります。月次支援金は一時支援金の仕組みを用いることで事前確認や提出資料の簡略化を

図るとしています。

現在、発表されている制度の概要は、以下の通りです。給付対象は①飲食店の休業や時短営業、外出自粛等の影響を受けている2021年の月間売上が19年または20年の同月比で50%以上減少している事業者。月ごとに法人が20万円、個人事業主が10万円を上限に、19年または20年の基準月の売上から21年の対象月

東京土建HPの一時支援金ページはこちらより

